株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十三年八月二日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式三〇、〇〇〇株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一、一〇〇円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十三年八月三十一日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十三年八月三日

東京都渋谷区本町一丁目四番一六号

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社　代表取締役　嶋田　秀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長谷川　学が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年八月三日

千葉県松戸市小金原七丁目五番地の三

スクエア・エイゾウ・リミテッド

日本における代表者　長谷川　学

限定承認公告

本籍東京都渋谷区神宮前四丁目一七〇番地、最後の住所千葉県流山市南流山八丁目六番地の一　南流山弐番街二―六〇一

被相続人　亡　齊藤　君江

右被相続人は平成二十三年五月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三日

千葉県流山市南流山八丁目六番地の一　南流山弐番街二―六〇一

相続財産管理人　齊藤　直孝

限定承認公告

本籍千葉県市川市稲越町七九番地四三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吹越　政憲

右被相続人は平成二十三年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十二日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三日

千葉県市川市曽谷五―三〇―二三　ファーストK2　二〇二

相続財産管理人　吹越　麗亜

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市島地町一一番、最後の住所東京都文京区湯島三丁目四七番一〇号グラン、フォークスⅡ四〇一

被相続人　亡　大隈　光祐

右被相続人は平成二十二年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三日

長野県松本市城東二丁目六番二号メゾン青木二〇一号　相続財産管理人　大隈　啓治

限定承認公告

本籍岐阜県多治見市本町六丁目五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　正一

右被相続人は平成二十三年五月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十六日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三日

岐阜県多治見市本町六丁目五五番地

限定承認者　加藤　淑子

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による盛岡広域都市計画事業室小路地区土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ左記のとおり公告する。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　太布　幸治（相続人　太布　宮子）

住所　岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞一番地三四二

氏名　太布　幸治（相続人　太布　直哉）

住所　岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞一番地三四二

氏名　太布　幸治（相続人　太布　英紀）

住所　東京都渋谷区代々木三丁目五五番六号

PATIO・YOYOGI二〇二

氏名　太布　幸治（相続人　太布　文子）

住所　茨城県水戸市見和二丁目一八六番地の二教職員住宅五棟七号

氏名　太布　幸治（相続人　太布　浩）

住所　愛知県春日井市瑞穂通六丁目一四番地五レオネクスト春日井一〇三号

従前の土地

岩手郡滝沢村滝沢字室小路九八番一八

地目　宅地

登記地積　一六三・六八平方メートル

基準地積　一六三・六八平方メートル

権利価額　九一四、八五六円

換地処分後の土地

街区番号　二七　画地　六

岩手郡滝沢村滝沢字室小路六六〇番六

地目　宅地

地積　一六三・九八平方メートル

権利価額　九六九、一二〇円

清算金　徴収　五四、二六四円

記事　小規模宅地の措置（所有権）

（教示）

一　この通知に不服があるときは、この通知のあったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に岩手県知事に対して、書面をもって審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この通知に不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に滝沢村室小路土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、滝沢村室小路土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十三年八月三日

岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼五五番地

滝沢村室小路土地区画整理組合

理事長　齊藤　新一

事業譲渡につき通知公告

当社は、株式会社ナイガイ（住所東京都台東区柳橋一丁目八番七号）に対し、紳士・婦人服製造及び卸売販売に関する事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

平成二十三年八月三日

長野県松本市埋橋一丁目八番七号

アルプスシャツ株式会社

代表取締役　渡辺　聡

訂正公告

平成二十三年七月二十八日掲載の合併公告中、乙の住所「東京都文京区湯島二丁目三一番二四号湯島ベアービル七階」とあるは「東京都港区赤坂三丁目二一番一五号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年八月三日

東京都千代田区神田須田町一丁目一八番共同ビル六階

（甲）財団法人漁場油濁被害救済基金

理事長　服部　郁弘

東京都港区赤坂三丁目二一番一五号

（乙）社団法人海と渚環境美化推進機構

理事長　服部　郁弘

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年七月八日掲載の東京家庭裁判所に係る平成二十三年（家）第八九六号失踪に関する届出の催告中（原稿誤り）				
一四四	一	七	不在者　内田　繁和	不在者　内海　繁和
平成二十三年七月二十八日掲載の津家庭裁判所に係る平成二十三年（家）第八九九号相続権主張の催告中（原稿誤り）				
一五一	一		三重県鈴鹿市白子駅前16番15号	三重県津市羽所町700番地 アスト津8階 はたま綜合法律事務所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三日付第一六九号九六ページ●同日付政府調達第一四四号三二ページ●六月二十二日付参会第二五号（その一）八ページ●同（その二）一五二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）